

令和元年度 第2回  
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和2年2月4日（火）

午後1時～午後1時45分

場 所：栃木保健福祉センター 2階大会議室

事務局：栃木市 生活環境部 保険医療課

(事務局)

協議会に入る前に皆様にご報告いたします。栃木市国民健康保険運営委員会委員の公益代表の内、民生委員・児童委員として選出されていた吉田信一氏が、12月の一斉改選により民生委員・児童委員を退任されたことに伴い、空席となっておりました18番委員でございますが、栃木市民生委員児童委員協議会連合会から、改めてご推薦をいただき、令和元年12月24日から小林一男様に委嘱をさせていただいておりますので、紹介させていただきます。

(小林氏 自己紹介)

それでは、資料1ページの次第に従いまして本日の会議を進めさせていただきます。はじめに永田会長よりごあいさつをお願いいたします。

(永田会長)

こんにちは。皆様方には、常日頃、国保運営に関しまして、ご支援ご協力のご尽力を賜りまして心より感謝の御礼申し上げます。

また、本日はなにかとお忙しいところ当協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今年初めての会議となりますが、どうぞ前回同様忌憚のないご意見等いただきながら有意義な会議にしていききたいと思います。最後まで、よろしく願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議を進めさせていただきます。会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に、協議会の会議は会長が議長となる、と規定されておりますので、永田会長にお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(永田会長)

ただいまより会議を進行させていただきます。

はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。本協議会の定数は18名ですが、本日は14名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足

数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。以上でございます。

(永田会長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。14番の青木一男委員、16番の白石幹男委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次に第4の議事に移ります。

はじめに、(1)令和2年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、令和2年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)の主な項目について、ご説明いたします。予算額の読み上げについては、恐縮ですが省略させていただきます。

まず、歳入についてであります。2ページの資料1をご覧ください。

1款国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少により、約2億円の減額を見込んでおります。

なお、退職被保険者については、令和元年度中に、すべての退職被保険者が65歳に到達しまして、一般被保険者に移行することから、備考欄のとおり、千円の科目措置のみとしております。

次に、5款県支出金につきましては、医療費の伸びによる普通交付金の増により、約3億8千万円の増額となっております。

保険給付費の増減と普通交付金の増減は、連動するものとなっております。

次に、7款繰入金につきましては、備考欄の1行目と2行目の保険基盤安定繰入金が主になりますが、被保険者数の減少により、約5千万円の減額になるものと見込んでおります。

また、備考欄の一番下の行になりますが、保険財政調整基金繰入金につきましては、千円の科目措置のみとしております。これは、後段、ご説明いたします。

次の3ページであります。8款繰越金につきましても、千円の科目措置としております。

一番下の合計欄であります。令和2年度の予算(案)につきましては、歳入歳出ともに予算総額182億5千3百85万7千円であり、対前年度比1億8百5万2千円の増、率にして100.6%でありまして、ほぼ前年度と同規模の予算となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、2款保険給付費につきましては、約3億8千万円の増額としております。令和2年度は団塊の世代が70歳台に完全に移行しますことから、高齢化等による医療費の伸びにより、被保険者数の減少にも関わらず、本市においては、増額となるものと見込んでおります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しますと、約2億6千万円の減額となっております。

事業費納付金につきましては、後段、資料2でご説明をいたしますが、令和2年度の事業費納付金の確定係数は、当初予算内示に間に合わなかったことから、当初予算案の数値は、仮係数の数値を元に要求したものとなっております。

このため、当初予算案と確定係数とは数値が異なっておりますが、これにつきましては、令和2年度の補正予算で対応させていただく予定であります。

次に、5ページになりますが、5款保健事業費につきましては、前年度とほぼ同規模の予算額を確保しております。

次に、6款積立金につきましては、千円の科目措置のみとなっております。

次の6ページは、令和2年度予算の主な特徴であります。これまで、ご説明の中で申し上げておりますので、上段は省略させていただきます。

一番下の段、【参考】の欄をご覧ください。保険財政調整基金残高につきましては、本年度におきまして、平成30年度の決算剰余金の一部を積み立てることができましたことから、ご覧の基金残高を確保できる見込みであります。

資料1の説明は以上であります。令和2年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)につきましては、来たる3月議会でご審議をいただくこととなっておりますことから、本日は、概要のご報告ということで、どうか、ご理解をお願いしたいと思います。

また、今後の予算書の校正作業などにより、係数が変動する場合もあり得ますので、その点も、ご了承いただきたくお願いいたします。

続きまして、本日お配りいたしました資料2をご覧ください。令和2年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果についてであります。

確定係数が県より示されましたので、予算関連資料として、ご報告するものであります。

まず、1の国保事業費納付金、(1)国保事業費納付金総額であります。令和2年度の国保事業費納付金は、合計49億7千9百9万8千円と決定いたしました。

対前年度比3億2千5百34万円、93.87%の減額となっております。

県は、事業費納付金減額の理由について、県内全体の被保険者数の減と公費の増によるものとの説明しております。

被保険者数の減は、ご理解頂けるものと思いますが、公費の増につきまして、若干、ご説明をいたします。

前期高齢者交付金と言いまして、国保制度改革により、市町村から県の国保特別会計に移管された歳入科目があります。本県の前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付される公費であります。

県の説明では、追加交付を含め、この前期高齢者交付金が、令和2年度は対前年度比約43億円の増加となる見込みであるとのことでもあります。

つまり、県の歳入である前期高齢者交付金が増加となりますことから、相対的に市町が県に納めるべき事業費納付金は減少となったということでもあります。

続きまして、(2)被保険者一人当たりの負担額につきましては、令和2年度の被保険者一人当たりの負担額は、13万6千8百82円となっており、前年度に比べ、1千2百83円の減となっております。

次に裏面の2ページ、2の標準保険料率につきましては、県が示した事業費納付金の支払いに必要な税額を確保するための令和2年度の標準保険料率の確定係数であります。数値につきましては、(1)の令和2年度標準保険料率(市町村算定方式)のとおりであります。

一番下の表、(3)の比較(1)－(2)は、令和2年度標準保険料率と現行税率の比較になります。一番下の合計欄をご覧ください。

所得割で合計0.67ポイント、均等割で1,321円、平等割で559円、現行税率を標準保険料率が下回るという結果となっております。

資料1でご説明したとおり、国民健康保険税は、対前年度比約2億円の減額となっておりますので、最低でも保険財政調整基金を2億円取り崩さなければ、事業費納付金を納めることができない見込みでありました。

しかし、この確定係数の減額によりまして、保険財政調整基金を取り崩すことなく、令和2年度は、予算を編成することができたわけでもあります。

これは、本市の今後の国保財政の中・長期的な安定化にとりましては、非常に重大な意義があったものと捉えております。以上でございます。

(永田会長)

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をもってお願いいたします。

(事務局)

ここで、事前質問を2点ほどいただいておりますので、説明をしたいと思っております。

本日お配りしました質問事項に対する回答をご覧になってください。まず1点目の質問でございますが、令和元年度歳入歳出の補正額の説明をお願いいたします。ということで回答ですが、主なものの金額が大きいものの説明をさせていただきます。歳入の1款ですが、国民健康保険税補正△338,068千円こちらは改定した税率に合わせたもの及び台風19号により被災した被保険者に対する国保税免除措置実施によるものであります。5款県支出金補正647,532千円ですが、歳出増の保険給付費に係る県交付金であります。8款繰越金補正682,483千円ですが、前年度決算剰余金を繰越金として計上するものであります。歳出の2款保険給付費補正482,254千円ですが、一般被保険者診療報酬支払経費等の支出の伸び及び台風19号により被災した被保険者に対する一部負担金免除措置実施による不足分であります。9款積立金補正額476,104千円ではありますが、前年度決算剰余金相当額を保険財政調整基金に積立るものであります。

続きまして、2番の台風19号により住家に損害があった方で国保税減免対象と思われる方へ、減免申請書を郵送していますが、こちらは、新聞折り込みで市が発行した災害支援のお知らせの第6号に載っているものであります。こちらのなかで対象者数と申請者数と金額はどのくらいになりますか。という質問に対しまして、回答ですが、対象者数が12月19日発送分で、1,346世帯。申請者数は、1月31日時点で、1,123世帯。金額は、56,160,300円になります。こちらの回答は以上となります。

(永田会長)

ありがとうございました。

ただ今の回答を含めまして、ご質問を受け付けます。

(委員A)

国保税の減免ということで、被災者に対して1,346世帯、具体的にはどういう、例えば国保税を半減するというものですか、教えてください。

(市民税課)

被災の中で床上浸水の方が対象となります。減免の額は、災害の後の納期について2分の1を減額するということになりますので、災害が10月12日です。国保の納期が7月から始まって10月の末日の納期分から5カ月の2分の1を減免するというものであります。以上です。

(永田会長)

ありがとうございました。

委員Aよろしいですか。他にありますか。

(委員B)

質問事項に対する回答の中で、今日は令和2年度の予算の審議ですが、先程質問事項に対する回答の中で、令和元年度は来年度に決算の審議をすると思いますが、これに係わりまして、繰越金が3ページ補正 694,556千円 平成30年度では同じ金額が歳出の方の積立金になってきますが、令和元年度につきましては、2億減額の478,504千円になっている訳ですが、これは使うところがあってこの金額になったと思うんですけど、2億の金額が減額となった主などどこに使ったかあると思いますがそれについて教えていただきたいと思います。

(事務局)

基本的にはご指摘のとおり一般財源として他の経費に使わせていただいたこととあります。国庫支出金の返還金といたしまして、もらいすぎた国庫支出金等をお返しする等に持ち出させているというものであります。

(委員B)

それについては、わかりました。

それとあともう1点ですが、減免と一部負担金の減額それについて事務方の方は、やっていると思うんですが、実際減額された金額、あるいは一部負担金が還付については、交付金で措置されるものですか。

(事務局)

2種類あるかと思いますが、まず税の減免につきましては国から特別調整交付金等いわゆる災害等のための補助金でまかなえる形になります。一部負担金の免除につきましては、基本的には普通交付金で一旦は賄える。最終的には国庫支出金が支給されることとなりますので、立て替えていただいた普通交付金を国庫等を用いてお返しするという最終的には精算することになります。

(永田会長)

他にございますか。

(委員C)

減免ということで先ほど説明がありましたが、それ以外に申請減免という形で今回の台風で廃業になったとか、そういったことで急激に今年の収入が減っ

たとか、そういうことがあると思うんですけど、そこら辺の被災者に対する周知はやられていますか。

(市民税課)

先程黄色い紙で広報であげたというのがありましたが、広報に掲載はしておりません。

(委員C)

なかなかそういう制度があるってことを知らない世帯が多いと思うんですけども、その辺はきちっとこういう制度がありますよと台風の影響で急激に収入が減ったとか、廃業においこまれたとか、そういったところで申請してもらえれば減免の対象になりますよということでぜひ周知を徹底していただきたい。これは要望でございます。

それと、資料2で納付金は325、000千円ほど減って、標準税率の比較が2ページにあってわずかながら減っているわけですが、今回保険税は改正はなくて現在のままでいくという設定ですけども、もしこれをあてはめるとすると試算はやっているのでしょうか。

(事務局)

具体的な試算は今回は行っておりません。

(委員C)

これを当てはめればわずかながら加入者の負担が減るということですよ。そこらへんは、どの程度になるのか。本来はこの標準税率にすべきなんかなと思うんですけど、そこらへんの考え方はどうでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり標準保険料率のとおり改正すれば若干ですが減税になるのは間違いないと思っております。さきほどお話しましたとおりに事業費納付金そのものが非常に乱高下しているといえますか、一番最初の平成30年度の事業費納付金は平成28年度決算ベースで比べまして約9%の減となりまして、今度は令和元年度につきましては逆に対前年度比9.7%の増となりまして、今度令和2年度は、6.1%の減ということで、毎年上がったり下がったりしている状況であります。こちらにつきまして、先程ご説明させていただきましたけれども、前期高齢者交付金分の精算の増額によって毎年上がったり下がったりしているということでございまして、私どもは当初想像しておりました医療費

の増により毎年少しずつ事業費納付金が増えていくんじゃないかというふうなイメージがどうやら違うらしいことが明らかになってきてまして、逆に言って来年度逆に急激に上昇するって可能性もあるとは思いますが推移を見ながら次期保険税率の改定を検討していきたいと思っております。

(委員C)

予算案ですが、国庫支出金は1千円ということで、国からのお金はどこに入ってきているんですか。県支出金に含まれていることよろしいですか。

(事務局)

ご指摘通りでございますが、県支出金の中に特別調整交付金とか保険者努力支援分という項目がございますが、基本的に国から県に1回入って県経由で交付していただくというシステムというふうにご理解いただければよろしいです。項目としてあります災害臨時特例補助金は、東日本大震災関係で、過去の震災も含めて対象補助金として科目措置とさせていただいております。

(委員C)

国県支出金に含まれているということで、総額的にはどの程度国のほうからきているのでしょうか。

(事務局)

5款県支出金の2行目保険者努力支援分と特別調整交付金分と特定健診は2分の1になるそうですが、この合計額だそうです。

(委員C)

繰越金ですがこれは、今回入っているのは平成30年度の繰越金という形で入っているんですが、今年度令和元年度の繰越金の見込みはまだ決算がでないかと確定はしないんだろうけど、だいたい見込みはでているのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。今の現時点ではまだ見込みは立てておりませんが昨年度のように例えば6億円とかそういう規模にはならないとは考えております。

(永田会長)

他にございますか。

(委員B)

さきほど歳入の関係で保険税についての税率について令和元年度と比較して税率についてはどのような見込みで立てているのでしょうか。

(事務局)

税率につきましては税率据え置きですので今年度と全く同じで。

(委員B)

すみません。徴収率です。

(事務局)

一般被保険者の医療給付費分で86.9%で積算をしております。

(委員B)

そうしますと令和元年度と比較してどのような、令和2年度は前年度と比較して同じ程度か多少そこら辺は保険者としてどのように見込んでいるのか。そこらへんはどうでしょうか。

(収税課)

収税の方で答えさせていただきます。現年度課税分につきましては、昨年の当初予算が86.8%の収納率で算定していましたが、令和2年度につきましては87.8%ということで0.9%アップしたもので計算させていただいております。

(永田会長)

よろしいですか。他にございますか。

(委員D)

予算(案)の5ページの保健事業費の考え方についてお聞きしたいのですが、特定健診の事業費が100万円ちょっと増えてます。これは100人分程度同じことだと思うんですけど、%が非常に低い中で、100人増えて何パーセント増えるのか、特定健診に対して増やしていこうと考えていらっしゃるのかどうかと。それから一番下の糖尿病性腎症化予防事業費が約半額という、これも当初から予算が少なく対象者数が非常に少ないということが不満であったということですが、それに対して予算減額しているっていうのは、これは何年かの計画だから当初予算減らしていけば同じ人数でできるという考え方な

のか、それに関しては歯周病の検診の事業もどんどん変わっていきます。人間ドックについてはいろいろ考え方があるようですので、抽選でやっているとか、リピーターが多い、前年度使った人は使わないとかいろいろやり方があるんでしょうが、総額が決まっている中でどういうふうに全体の医療費の問題からすると今後は、やはり予防の方にお金を掛けないと医療費の増加を止められないという考え方で、高齢化していけば疾病になりますから給付は下げられないと思うんですけど、予防の方にお金を使うということで、抑えていこうといういろいろ国もそういう方針で進めていると思うんですが、保健事業費の伸びはあまり少ないというふうになっているのは、栃木市としてはどういうふうにお考えになっているか、個々の金額というよりは全体の事業を進めかたについてどういうプランを持ってやってらっしゃるということについてご意見を伺いたい。

(事務局)

ご指摘のとおり保健事業費については対前年度比で約300万円ほどの減額となっていることをごさいます。その主な理由については、一番大きなのは糖尿病性腎症化予防事業費が700万から380万に減額になったというのでございしますが、こちらにつきましては、あくまでも事業内容を減らしたということではなく業務委託先を変更することによりまして減額になるというふうに伺っております。また、特定健康診査事業費は若干の増ということで、そんなに大きく伸びないんだということだと思っておりますが正直申し上げて予算の範囲内で対応できる可能な限りでの予算としてこのような金額で組ませていただいたことをごさいます、私どもは特定健診をまず受けていただくことは最重要だと思っております。

(委員D)

特定健診で85,000千円で、25%前後でしたっけ、少し増えたかどうかかわからないですけど、目標値40、50なんですよね。そうすると目標値になればこれの倍掛かるってことですよ。簡単に言うと。8千万、9千万になります。それで限られた枠の中であるからということで、こういうふうにならんとセティングしていくのか、あるいは少しやる気を見せて10%ずつ増やしていくのか、長期的な視点でどういうふうに事業を運営していくのかですよ。先におっしゃったように収入とか給付とかは疾病構造とか年齢構造とか大きなものに左右されますけど、実際は事業としてやっていく内容というのはこの辺なんじゃないかと思うんですよ。この辺に対してなんかプランとか考え方をもってないといつもお金が出たり入ったりの話ばかりで、収税がなんだやれ率がなんだ、お金払うっていうのはこの栃木市民の健康を守るっていうんだと

そういうふうに少なくとも考える方が建設的じゃないんでしょうかね。と思います。それから糖尿病性腎症化予防事業費を委託先を変えただけで半額になるとすればこの事業最初から業者丸投げなんですよね。業者丸投げでやっても半額になるとすれば715万ですか。これは業者選定したときの責任はどうなるんですか。事業者変えただけで700万が300万になるんだったら。で事業を丸投げしたことは選定したわけじゃないですか事業者を、まあこれ以上言いませんけど、そういう話です。データヘルスも同じです。丸投げしている訳ですから。コンサルどういうふうを選定して、実際どれくらいコンサルに払うか、市民の健康に還元されているか、データヘルスはちゃんとアウトカム出せとって、報告書にいっぱいアウトカム書いてありますよね。何万円単位ででしたっけ、ですからそのへんのこともお考えになったらよろしいかと思います。

(永田会長)

これは要望でよろしいですか。

(委員D)

答えはでないでしょ。今度市議会でやってくださいよ。

(永田会長)

他にございますか。

(委員C)

いま健診の話がありましたが、医療費の伸びが3.7億円増額というふうになっているんですが、さきほどの説明で70歳代の方がかなり増えているということでその伸びをみているという説明があったんですけども、加入被保険者数は、1,448人の減とみてそれだけ人数が減っているなかで3.7億円の増額っていうその根拠はどういうふうになっているのでしょうか。

(事務局)

要因につきましてはさきほど説明したとおりになりますが、根拠は、あくまでも70歳代の被保険者数の増加ということで%増を見ているということでございまして、ちょっと今何%というのは資料がありませんけれども、全体的に被保険者が減少している中でなぜ増になるのかというのは、一人当たりの医療費が増加しているのは非常に大きいのでございまして、特に70歳代につきましては3割負担だった方が2割負担に変更になりますよね。保険者からすると7割で給付をしていたものが8割の給付をしなきゃいけないとなりますので、

それだけで非常に大きな伸び率になりますので加味させていただいて増額とさせていただきます。保険給付につきましては予算をある程度規模でもっていきませんと医療費の支払いができないというのもありますので、ある程度余裕をもって組んでいるのでご理解をお願いいたします。

(委員D)

いろいろな統計資料があるんですけど、医療費の伸びは非常に簡単に関連するものは、高齢者の絶対数なんです。%とかそんなじゃなくて年寄りの数です。年寄りが増えていく間は必ず医療費が伸びる。絶対数ですね。でも栃木県の医師会のデータで各市町村の医療費の伸びとかみているんですけど、栃木市は2025年くらいで外来医療費が減ります。入院医療も35年かそのくらいで下がってきます。あと10年から15年で下がります。人数が減るから必ず医療費減ります。反比例して介護需要45年くらいまでどんどん増えていきます。社会保障全体としては介護の方が増えていく伸び率が高い。国民健康保険の加入者が減って医療費が増えるのもあと10年15年。絶対数を考えれば介護をどうするのかという問題になってくる。この辺はもう少しなんですよ。30年くらいから確実に減ります。その間は医療費の伸びはあります。

(永田会長)

他にありますか。ないようでございますので本件は報告事項でありますので、次に移りたいと思います。

(2) その他でございますが事務局から何かございますか。

(事務局)

その他であります、1点、ご報告があります。本年度の予定表では、本日の会議開催のあと、先進地視察研修を計画しておりました。

しかしながら、台風19号による災害を受けまして、永田会長にご相談の上、本年度の視察研修は中止とさせていただいた経緯でございます。

視察研修を楽しみにされていた委員のみなさんもいらっしゃるのではないかとと思いますが、どうかご理解のほどお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

(永田会長)

委員の皆さんから何かありますか。

ご意見ないようでございますのでここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

令和2年 2月 4日

会 長 永 田 武 志

署名委員

署名委員